

第 3 7 0 次結社の自由委員会報告書（抄）
（第 2 8 4 4 号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

【委員会からの指摘部分（イントロダクション部分）】

パラグラフ 6 5.

委員会は、政府及び申立人から提供された情報を十分に留意する。146 名の労働者が日本航空インターナショナルとの間に法的拘束力のある契約が存在することの確認を求めて提起した訴訟について、委員会は、2012 年 3 月に訴えが棄却されたが、原告が 2012 年 4 月に東京高等裁判所へ控訴し、当該事案が係属中であることに留意する。

委員会は、政府に対して、東京高等裁判所の決定及びその結果としてとられたあらゆる追加的措置に関する情報を常時提供するよう要請する。また、東京都労働委員会の救済命令に対して、会社が東京地方裁判所に提訴したことについて、委員会は、当該事案が未だ係属中であることに留意し、政府に対して申立ての結果に関するあらゆる情報を常時提供するよう要請する。

パラグラフ 6 6.

さらに、申立人によれば、会社は 2012 年に 940 人の客室乗務員の採用を発表したことに留意しつつ、委員会は、前回の本案件に関する審議時より、会社が再生計画を策定する際に、労働組合との十分かつ率直な協議を行うことの重要性を想起し、経済的理由のため雇用契約終了となった労働者の再雇用に関する、関係する労働組合の見解が考慮されるよう、新規の採用活動においてそのような協議が、全ての関係する労働組合とともに実施されることを期待する。